

香芝市監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年12月27日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

総務部 管財課

第4 監査の実施期間

令和6年9月26日から令和6年10月28日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 地方自治法第234条に規定する主旨を知悉している契約主管課としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約について、全庁的に統制し安易に適用すべきものではないと考える。
機械警備業務などの委託契約については、他市町村において仕様書を作成し競争入札に付している状況を鑑み、全庁的に統一した契約方法、契約書の書式作成等の協議を行い、適正に契約を締結されたい。
- (2) 令和2年12月22日付け総行行第307号による総務省自治行政局行政課長通知の主旨を鑑み、ソフトウェアの使用許諾契約について長期継続契約の対象となるものであることを明確にされたい。
- (3) 庁舎の保全と公務の円滑かつ適正な執行を確保するためにも、会議室棟出入口におけるカメラの設置など防犯上適切な措置を講じられたい。
- (4) 香芝市営住宅条例第66条第1項の市営住宅監理員は、公営住宅法第33条に依拠するものであることから適切に任命されたい。